

三重県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関の指定

令和3年4月30日告示第6号

三重県後期高齢者医療広域連合長 前 葉 泰 幸

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合の公金の収納事務を取り扱う金融機関を次のとおり指定し、令和3年5月1日から適用する。

収納代理金融機関

株式会社三十三銀行
株式会社中京銀行
三重県信用農業協同組合連合会
三重北農業協同組合
鈴鹿農業協同組合
津安芸農業協同組合
みえなか農業協同組合
多気郡農業協同組合
伊勢農業協同組合
伊賀ふるさと農業協同組合
ゆうちょ銀行